

第四次環境基本計画

重点分野「地球温暖化に関する取組」（抜粋）

第4節 地球温暖化に関する取組

1. 取組状況と課題

(1) これまでの取組状況

① 京都議定書目標達成計画

京都議定書で定められた6%削減約束の達成及び温室効果ガスの長期的・継続的かつ大幅な排出削減に向けて、2008年3月に京都議定書目標達成計画を閣議決定した。同計画に基づき、各部門において、各主体が、対策及び施策を全力で取り組むことにより、森林吸収量の目標である年平均1,300万炭素トン(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比3.8%)の確保、京都メカニズムの活用(同比1.6%)と併せて、京都議定書第一約束期間の目標を達成することとしている。

② 京都議定書目標達成計画の進捗状況

京都議定書目標達成計画に掲げられた対策評価指標は188件が定められているが、このうち、計画策定時の見込みに照らした実績については、目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っているか実績のトレンドが概ね見込みどおりのものが137件、実績のトレンドが見込みを下回っているものが31件、その他定量的なデータが得られないものなどが20件となっている。

2008年度から2010年度の3か年について、実際の排出量に、森林吸収量の目標、政府による京都メカニズムの活用による排出削減予定量及び自主行動計画の目標達成等のため民間事業者等が政府口座に移転した京都メカニズムクレジット(2008～2010年度の合計で約1.7億トン)を加味した場合、排出量の合計は約33億7,200万トンとなる。第一約束期間において6%削減約束を達成するために必要な3か年の排出量の合計(35億5,700万トン)を下回っている状況にあり、単年度ベースで見ると、約5%の超過達成の状況である。

一方で、第一約束期間の残り2年間である2011年度及び2012年度については、原子力発電所事故後の原子力発電の稼働状況、節電等による電力需要の状況、経済活動の状況、気象状況などの予見が困難な要因に大きく影響を受けるため、第一約束期間を通じた見通しを現時点で示すことは困難である。

以上のような対策の進捗状況及び排出量の見通しを踏まえれば、目標達成は予断を許さない状況にあり、政府として、引き続き、円滑な予算執行等により対策・施策を着実に実施し、京都議定書に基づく削減約束の確実な達成に向け努力していくことが適当である。

また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況となっている。

(2) 課題

①地球温暖化に関する科学的知見の充実に関する課題

現在、温室効果ガスの排出量は地球の吸収量の2倍以上であり、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に悪影響を及ぼさない水準で安定化させるという気候変動枠組条約の目標を踏まえ、カンクン合意に基づき早期に世界全体の排出量を大幅に削減する必要がある。地球温暖化問題を的確に捉え、効率的・効果的に対策を実施していくためには、さらに科学的知見の集積を図っていく必要がある。我が国としても、引き続き、IPCC等における地球温暖化に関する最新の国際的な科学的知見の構築に積極的に貢献していくとともに、地球環境の観測や、科学的知見の幅広い情報収集を継続していくことが重要であり、そのための基盤を整備していくことが必要である。

②国際的な地球温暖化対策に関する課題

今後、実効的な温室効果ガス排出削減を行うためには、京都議定書を締結していない米国やエネルギー消費の更なる増大が見込まれる中国等の新興国を含む世界全体で地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要である。2013年以降の地球温暖化対策に関する国際交渉においては、COP17の成果を踏まえつつ、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標を目指して国際的議論に積極的に貢献していく必要がある。また、世界全体での温室効果ガスの排出削減に向けて我が国が積極的に国際貢献を果たしていく必要がある。

③国内における対策の充実に向けた課題

東日本大震災及び原子力発電所事故を受けて、政府は、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全、安定供給、効率、環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を策定することとしている。

2011年度以降は原子力発電所事故を受け、少なくとも短期的には原子力発電の補完としての火力発電による発電電力量の増加により温室効果ガス排出量の増加が見込まれることから、京都議定書の目標達成は予断を許さない状況となっている。また、化石燃料の輸入の増加による国民所得の流出やエネルギー価格の上昇も懸念される。

効率性を確保しながら、安全で環境に優しく、エネルギーセキュリティも確保できるエネルギー構造の再構築のためにエネルギー政策について白紙から検討を行うこととしており、短期・中期・長期の地球温暖化対策の検討を、エネルギー政策の検討と表裏一体で進めていく必要がある。また、人類共通の課題である地球温暖化対策について、東日本震災及び原子力発電所事故の影響なども踏まえ、持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿等についての検討を行っていく必要がある。さらに、2013年以降、我が国の目指す新たな国際的枠組みが構築されるまでの間においても、中期的な目標達成のため、また、長期的な目標達成を見据え、COP17の成果も踏

まえながら、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進していく必要がある。

その際には、CO₂排出量の高止まり（ロックイン効果）を回避するためにエネルギー需要対策として既存の高効率技術・機器等の活用・普及による省エネルギー・CO₂排出削減の推進を加速するとともに、再生可能エネルギーの普及、化石燃料のクリーン化・効率化を促進する必要がある。このため、地域からの低炭素社会づくり、低炭素ビジネスの振興等を図り、国として適切な支援を行っていくことが重要である。また、そのような地域やビジネスを支える基盤として科学的な知見の充実、必要な人材の育成・活用を図っていく必要がある。さらに、長期的な排出削減のためには、革新的技術が必要不可欠であるため、その開発・実証に積極的に取り組む必要がある。

他方で、最大限の地球温暖化対策を講じたとしても、地球温暖化による影響を完全に避けることは難しい状況となっていることから、影響への適応を検討・推進していくことが必要となっている。

これらの地球温暖化の防止、地球温暖化への適応の取組を長期的・継続的に行っていくためには、中長期的な取組への認識の共有や合意形成に努め、すべての主体の参加と連携を促進し、取組内容を適時適切に評価・見直ししていかねばならない。

2. 目標

(1) 究極の目標

国際的な連携の下に、気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。また、そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

(2) 中長期目標

2009年11月に発表された気候変動交渉に関する日米共同メッセージにおいて、両国は、2050年までに自らの排出量を80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持することを表明している。

このため、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を2℃以内にとどめるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努める。

また、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組んでいく必要がある。同時に、地球温暖化対策の国内対策は、我が国のエ

エネルギー構造や産業構造、国民生活の現状や長期的な将来の低炭素社会の姿等を踏まえて組み立てていく必要がある。

我が国は、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガスを排出削減するとの中期目標を掲げている。

他方、現在、東日本大震災、原子力発電所事故といったかつてない事態に直面しており、エネルギー政策を白紙で見直すべき状況にあることから、2013年以降の地球温暖化対策・施策の検討をエネルギー政策の検討と表裏一体で進め、中期的な目標達成のための対策・施策や長期的な目標達成を見据えた対策・施策を含む地球温暖化対策の計画を策定し、その計画に基づき、2013年以降の地球温暖化対策・施策を進めていく。

(3) 京都議定書第一約束期間における6%削減約束の確実な達成

京都議定書では、先進国全体の2008年から2012年までの排出量を1990年比で少なくとも5%削減することが目標とされている。

我が国は、京都議定書で定められた、2008年から2012年までの第一約束期間における6%削減約束の確実な達成を目指す。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

①総論

地球温暖化の防止、地球温暖化への適応は人類共通の課題であり、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標を目指しつつ、様々な主体と連携を図りながら施策に取り組むことが重要である。

既に顕在化しつつある温暖化による被害を認識し、人類共通の課題の解決に向けた責任を果たすため、我が国の環境技術・製品をいかして国内での削減のみならず国外での削減に貢献し、世界全体での削減を実現する必要がある。

また、研究開発、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和等の活用により、民間資金を活用した省エネルギー・再生可能エネルギーの需要を喚起し、グリーン・イノベーションを推進することにより新市場を創出するとともに、日本再生の核となるグリーン成長戦略を策定し、日本再生戦略にもつなげていく必要がある。

加えて、東日本大震災、原子力発電所事故といったかつてない事態に直面している我が国では、日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)において「グリーン成長戦略(仮称)」を策定し、次世代エネルギー技術パラダイムの実現を前提として、原発への依存度低減を旨とするエネルギーシフトと分散型エネルギーシ

システムへの転換を日本の再生とアジアを始め世界のグリーン成長につなげる。」とされている。原子力発電への依存度低減のシナリオを具体化する中で検討される省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化・効率化は、エネルギー起源 CO₂ の削減にも寄与するものであり、また、需要家が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換も温暖化対策として有効である。今後は、これらの取組も含めた地球温暖化対策を積極的に推進していく必要がある。

②具体的な対策の方向性

我が国の温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー起源であることから、効率性を確保しながら、安全で環境に優しく、エネルギーセキュリティも確保できるエネルギー構造の再構築のためのエネルギー政策の見直しと表裏一体で地球温暖化対策の検討を進めていく必要がある。

また、エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスについては、特に地球温暖化係数が大きく、モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質からの代替が進むことにより排出量の増加が予想されるハイドロフルオロカーボン (HFCs) をはじめとする代替フロン等の対策の検討を進めていく必要がある。

最も厳しい緩和努力をもってしても、今後数十年間の地球温暖化による影響は避けられないと考えられることから、短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策を引き続き推進していくとともに、中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討を実施することが必要である。地球温暖化の地域への影響は、地域に存在する自然資源や産業構造、気候特性等によって異なることから、地域ごとに現在及び将来の影響を的確に把握し、地域の関係者が主体的に適応策に取り組むことが必要である。

さらに、地球温暖化対策に関する取組を進めていく際には、水環境保全等の多面的機能を維持・向上させるなど対策の相乗効果が発揮される森林等の吸収源対策などを推進していくことが必要である。他方で、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーシステムの普及と生物多様性の保全及び持続可能な利用との関係、省エネルギー機器の普及促進と廃棄物の発生抑制の推進との関係など短期的・局所的にはトレードオフの関係となりうる施策を両立させ、課題を克服していくことも必要である。

このため、長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減等に向けて、科学的知見の一層の充実、人材育成・活用等、新たな国際的枠組みの構築、世界的な温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の国際貢献、持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿の検討・提示を行う。

また、中長期的な国内対策として、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大、化石燃料の環境調和型利用等によるエネルギー需給構造の改革、地域主導での低炭素社会づくりの推進、低炭素ビジネスの振興等による CO₂ 排出削減、森林等の吸収源対策、避けられない影響への適応、革新的低炭素技術の開発等を実施する。

その際には、すべての主体の参加・連携の促進、合意形成と評価・見直しプロセスの確立を図りつつ対策を進めていくとともに、温室効果ガスの排出削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討する。

(2) 各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

①国

- ・温室効果ガスの排出量の把握、温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収源対策の推進、バイオマス等の有効活用、温暖化への適応策、科学的知見の収集等の地球温暖化対策の全体枠組みの形成とその総合的实施
- ・すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標や世界的な温室効果ガスの排出削減等に向けた国際貢献
- ・多様な政策手段を動員しての対策の推進
- ・施策の実施に当たっての温室効果ガス排出削減、森林等の吸収源対策、温暖化への適応策等への配慮
- ・自らの事務及び事業に関しての温室効果ガスの排出削減並びに森林等の吸収源対策の推進、バイオマス等の有効活用の率先実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者への技術的な助言、国民への情報提供と活動推進、環境教育等の推進による人材育成等

②地方公共団体

- ・自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定、実施（温室効果ガスの排出削減、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入、森林等の吸収源対策の推進及びバイオマス等の有効活用等を盛り込んだ先進的な地域づくり等）
- ・自らの事務及び事業に関しての温室効果ガスの排出削減並びに森林等の吸収源対策の推進、バイオマス等の有効活用の率先実施
- ・地域における自主的な適応策の検討・実施
- ・地域住民等への情報提供と活動推進、環境教育等の推進による人材育成等

③事業者

- ・創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野において主体的・自主的かつ積極的に実施
- ・国や地方公共団体の施策への協力
- ・技術・製品・サービス・システム・インフラの技術開発・実証

- ・事業者が有し、提供可能な技術・製品・サービス・システム・インフラの国内外への普及によるライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出削減への貢献等、ステークホルダーへの情報提供と活動推進、環境教育等の推進による人材育成等

④国民

- ・低炭素社会構築に向けたライフスタイル・ワークスタイルの変革(住宅の断熱化、省エネルギー機器や燃費性能の優れた自動車への買い換え、公共交通機関や自転車の利用促進、地域の木材、バイオマス等の積極的利用等)
- ・地球温暖化対策の実践を呼びかける国民運動、幅広い主体による、リサイクル運動、森林づくり・都市緑化等を通じた地球温暖化対策活動への積極的な参加
- ・国や地方公共団体の施策への協力

⑤NGO・NPO、研究者・技術者、専門家等

- ・地域住民等への情報提供と活動推進
- ・地域住民等への環境教育等の推進、普及啓発等
- ・最新の科学的知見を踏まえ、科学的知見の更なる充実・データの共有・知見の情報提供、革新的技術開発の推進等

(3) 重点的取組事項

(2) における役割を果たすため、国は以下のことに取り組む。

①科学的知見の充実のための対策・施策

我が国として、地球温暖化に関する最新の国際的な科学的知見の構築に積極的に貢献し、地球環境観測衛星等の我が国の技術を活用した気候変動に係る監視、予測、影響評価、調査研究の推進を図るとともに、必要なデータの共有、得られた知見の情報提供を図っていく。また、科学的知見の更なる充実のための専門家等の人材育成・活用を図っていく。

②持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿の提示

我が国として低炭素社会を構築するとともに、他国の低炭素社会構築、持続可能な発展に貢献していくために、持続可能な社会を目指した低炭素社会の姿、取り組むべき課題、対策・施策、経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果等について国民に分かり易く提示し、開かれた場において国民的議論を深め、国民各層の理解を得ていく。

③エネルギー起源 CO₂ の排出削減対策

エネルギー起源 CO₂ の排出削減対策は、エネルギーミックスと表裏一体で検討を行う。すなわち、原子力発電への依存度低減と同時に、一層の省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの拡大、化石燃料のクリーン化・効率化を推進し、エネルギー

起源 CO₂ の排出抑制を図るなど、あらゆる分野でのエネルギー起源 CO₂ 対策に取り組む。あわせて、長期的な低炭素社会の構築に重要な革新的技術開発を推進する。

また、地域単位で温室効果ガスの排出を削減する観点から、環境未来都市、環境モデル都市、スマートコミュニティ、公共交通機関の利用促進等をはじめとした地域の創意工夫をいかした自発的な低炭素な地域づくりの推進、特区制度の活用、地方公共団体実行計画の策定を推進し、計画に基づく対策・施策等の着実な実施、再生可能エネルギーや地中熱・未利用熱などの未利用エネルギー、コージェネレーションシステム、HEMS、BEMS、CEMS などの家庭、ビル、地域のエネルギーマネジメントシステム、蓄電池等を総合的に組み合わせたコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築、低炭素なモビリティ（電気バス、天然ガス自動車、超小型モビリティ等）の活用、環境対応車の開発・普及促進、エコドライブの推進、荷主と物流事業者の協働による取組の強化・拡大、鉄道輸送や海上輸送へのモーダルシフトの促進、トラック輸送の効率化等による物流体系全体のグリーン化等を図り、それらに必要な支援を実施していく。

④エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出削減対策

非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の排出削減については、廃棄物処理やノンフロン製品の普及などの個別施策を推進する。

⑤森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用

森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進する。また、これらの対策を着実に実施するため、バイオマス資源等の活用による農山漁村の活性化と一体的に推進する。

さらに、吸収源対策や木材・木質バイオマスの利用拡大を推進するため、森林・林業の再生に向けた担い手の育成や生産基盤の整備等、総合的な取組を実施する。

⑥国際的な地球温暖化対策への貢献

国際的な地球温暖化対策を進めるため、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築や国際的連携の確保に向けた取組、京都メカニズムの総合的な推進・活用、温室効果ガスの排出削減と環境汚染対策を同時に実現するコベネフィット（共通便益）・アプローチの推進・活用、途上国等における排出削減への我が国の貢献を適切に評価する二国間オフセット・クレジット制度の構築による低炭素技術、製品、インフラ等の提供を通じた取組、温暖化対策の推進に貢献する気候変動枠組条約以外の国際協力の枠組みの積極的な活用や、低炭素社会づくり・気候変動適応に関する地域レベルの協力（ネットワーク形成）及び二国間協力の推進を図っていく。また、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の 2 割を占めるとされており、森林減少・劣化からの排出を削減することが地球温暖化対策を進める上で重要な課題となっていることから、途上国における森林減少対策や森林保全に向けた取組を行う。

⑦短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の推進と中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討

地球温暖化の我が国全体及び地域への影響に関する過去・現在の状況を把握し、将来の影響に係る科学的知見を集積した上で、温暖化影響の把握状況等を関係府省・地方公共団体・地域研究機関等と共有し、温暖化への適応策の検討・実施を進めていくことが必要である。

このため、影響の把握・科学的知見の収集に努めるとともに、それらの情報の共有を図っていく。また、短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の取組を推進するとともに、中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討を行い、その成果を関係府省・地方公共団体間で共有し、活用すること等により、適応策の取組の支援を図っていく。

⑧横断的な対策・施策の検討・推進

国内での持続可能な低炭素社会の構築を通じて、国内市場や雇用の継続的な創出を図りつつ、世界の低炭素化にも貢献することにより、我が国のプレゼンスを高めていくために、低炭素社会づくりに貢献する各主体の努力が報われ、低炭素化に向けた投資や低炭素な需要を創出・拡大するような仕組みの構築に向けて、以下のようなかたちで検討・推進を図っていく。

A. 税制のグリーン化

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。

平成24年10月から施行される地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例は、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していくため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするものである。また、その税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策を着実に実施していく。

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析することにより、地球温暖化対策の取組を進めるため、税制全体のグリーン化を推進する。

B. 国内排出量取引制度

温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める国内排出量取引制度については、平成22年12月にとりまとめられた地球温暖化問題に関する閣僚委員会の決定において、「国内排出量取引制度は、地球温暖化対策の柱である一方で、企業経営への行き過ぎた介入、成長産業の投資阻害、マネーゲームの助長といった懸念があり、地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加えて大口の排出者に新たな規制を課すことにな

る。このため、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。」こととされている。

C. 上記以外の対策・施策

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度、排出抑制等指針について一層の充実を図っていく。

また、持続可能な低炭素社会の構築や適応方策を推進するための学校や社会における環境教育、国民運動の展開、国・地域、企業、家庭等での「見える化」の推進を図っていく。

さらに、我が国でのより一層の取組の推進を促す観点から、公的機関の率先的取組、中小企業等の温室効果ガスの排出削減を促す国内クレジット制度の利用促進、オフセット・クレジット（J-VER）制度等カーボン・オフセットの取組、カーボンフットプリントマーク等環境ラベルの活用、環境金融の活用、民間資金を低炭素投資に活用する方策の検討、エネルギー消費情報の開示、グリーンICTの活用等の促進を図っていく。

加えて、低炭素社会構築を支えていくためには、温室効果ガス排出量・吸収量についての適切な把握、需要家の温室効果ガス排出削減努力を適切に評価するための仕組み、革新的低炭素技術の開発と実証、人材の育成・活用、すべての主体の参加・連携、社会全体の合意形成などが必要である。このため、排出量・吸収量の算定手法の改善、サプライチェーン全体での排出量の把握・管理、削減貢献量や排出削減量の算定手法に関する検討、省エネルギー・省CO₂効果の高い高効率の家電やOA機器等の普及を促進するための支援策の実施、地球温暖化対策技術の開発の推進、調査研究の推進、国、地方公共団体、NGO・NPO、研究者・技術者・専門家等の人材育成・活用、評価・見直しシステムの体制整備等を図っていく。

4. 取組推進に向けた指標等

取組推進に向けた指標及び具体的な目標については、我が国のエネルギー構造や産業構造、国民生活の現状や長期的な将来の低炭素社会の姿を踏まえ、2013年以降の地球温暖化対策・施策の議論を進めた上で設定することとする。現時点では、例えば以下のものが考えられる。

- ・温室効果ガスの排出量及び吸収量
- ・国の機関の排出削減状況
- ・中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合

- ・冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況
- ・森林等の吸収源対策の進捗状況